

○国立大学法人筑波技術大学職員給与規程

〔平成17年10月3日〕  
規程第46号

最終改正 令和7年1月30日規程第1号

国立大学法人筑波技術大学職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員就業規則(平成17年規則第5号以下「就業規則」という。)第29条の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)に所属する職員(年棒制の適用を受ける職員を除く。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与の支払と支給日等

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日
基本給与	俸給 俸給の調整額	一の月の初日から 末日まで	その月の17日(ただし、その日が日曜日に当るときは、15日(15日が休日に当るときは、18日)、その日が土曜日に当るときは、16日)
諸手当	管理職手当 役職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当		
	放射線取扱手当 時間外勤務手当 休日給 夜勤手当 学位論文審査手当 入試手当		翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当るときは、15日(15日が休日に当るときは、18日)、その日が土曜日に当るときは、16日)
	期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当るときは、前々日、土曜日に当るときは、前日)

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給

するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

(4) その他特に必要と認めるとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第22条及び第32条から第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、初任給調整手当の月額の合計額を155で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 第3章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は、俸給表に定める級及び号俸で区分する俸給月額により支給する。

2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件を考慮して決定する。

3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと認めるときは、その俸給を調整することができる。

4 就業規則第23条第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の俸給は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する級に応じた俸給月額とする。

5 国立大学法人筑波技術大学職員の育児休業等に関する規程(平成17年法人規程第51号。以下「育児休業等規程」という。)第26条の規定により育児短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、第1項に掲げる俸給月額に育児休業等規程第26条の規定により定められた当該職員の1週間当たりの所定勤務時間を国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程(平成17年法人規程第43号。以下「勤務時間等規程」という。)第2条第1項に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(俸給の特例)

第10条の2 前条第1項の規定にかかわらず、就業規則第2条第2号から第4号の職員の俸給月額は、当分の間、当該職員が60歳に達した以後における最初の4月1日(次項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表に定める俸給月額に100分の

70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

2 国立大学法人筑波技術大学職員任用規程（平成17年法人規程第44号）第9条の2により降任した職員であって、当該他の職へ降任した日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員については、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

3 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計が、当該職員の属する俸給表の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合には、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する俸給表の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」と読み替えて適用するものとする。

（俸給表の種類）

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員俸給表（別表第1）
- (2) 教育職員俸給表（別表第2）
- (3) 医療職員(一)俸給表（別表第3）
- (4) 医療職員(二)俸給表（別表第4）

（俸給等の改定）

第12条 人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の改正が行われた場合には、俸給及び諸手当を増額又は減額改定することができる。

（初任給）

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、学長が決定する。

（昇格）

第14条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第15条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の俸給）

第16条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給を学長が決定する。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給）

第17条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給を学長が決定する。

（昇給）

第18条 職員の昇給は、昇給日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

2 一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者を特定職員とする。

3 昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて次の表に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。

職員昇給号俸数表

昇給区分		A	B	C	D	E
平成28年1月～	特定職員	8以上	6	3	2	0

	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
平成27年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	1以上	0	0	0	0
平成26年1月	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
平成23年1月 ～平成25年1月	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	4以上	3	2	1	0
平成20年1月 ～22年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	3以上	2	1	0	0
平成19年1月	特定職員	5以上	3	1	0	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
			特に良好	良好	良好であると認められない	
	一般職員	5以上		2	1又は0	
	55歳以上	2以上		0	0	

4 前項に規定する昇給の区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。  
(昇給日)

第19条 前条に規定する昇給の日は、毎年1月1日とする。

(研修、表彰等による昇給)

第20条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

#### 第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第21条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。))第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にさ

れたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第5号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等をしている職員の給与)

第21条の2 就業規則第38条の2の規定により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与は支給しないこと。
- (2) 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給すること。
- (3) 育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(介護休業等をしている職員の給与)

第21条の3 就業規則第38条の3の規定により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与は支給しないこと。
- (2) 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給すること。
- (3) 介護部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(給与の減額及び不支給)

第22条 職員が勤務しないときは、休暇の場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。
- 3 前項の規定により俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる当該病気休暇又は当該措置に係る期間については、給与は支給しない。

## 第5章 諸手当

(俸給の調整額)

第23条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員と学長が認めるときは、その特殊性に基づき、職員の俸給の調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職員は、別表第5の区分に掲げる職員とする。
- 3 職員の俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は別に定める。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、別表第7に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給するものとし、管理職手当の月額は、同表に定める額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）とする。

2 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における給与相当額を、含むものとする。

3 第1項に規定する職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労災法に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病によって勤務しないことに特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

（役職手当）

第24条の2 役職手当は、次の表に掲げる役職者に対して支給するものとし、役職手当の月額は、同表に定める額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）とする。

役 職 名	手当額
附属図書館長	10,000円
保健管理センター長	10,000円
学部長補佐	10,000円
障害者高等教育研究支援センター副センター長	10,000円
学科長	10,000円
副学科長	10,000円
専攻長	10,000円
障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部長及び障害者基礎教育研究部長	10,000円
特命学長特別補佐	10,000円
特命学長補佐	3,000円

（管理職手当及び役職手当の併給禁止）

第24条の3 2以上の役職を兼ねる場合は、管理職手当又は役職手当の最も高い手当額を支給する。ただし、附属図書館長が別の役職を兼ねる場合は、管理職手当又は役職手当の最も高い手当額に3,000円を加えた額を支給する。

（初任給調整手当）

第25条 新たに採用され、教育職員俸給表の適用を受け、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する職員には、月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、再任用職員には支給しない。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第8に掲げる額（育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合においては、6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の

期間を経過した日から3年以内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第8の適用については、当該休職の期間(第21条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、給与法に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認められた手当(以下この項において「初任給調整手当等」という。)を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
第1号 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円(教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「教育職員5級職員」という。)にあつては、3,500円)
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(教育職員5級職員にあつては、3,500円)
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を学長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- 5 学長は、扶養手当の支給に関して必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(地域手当)

第27条 本学に勤務する職員に支給割合100分の16の地域手当を支給するものとし、地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、支給割合を乗じて得た額とする。

2 給与法に規定する地域手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認められた手当を支給されていた職員が、引き続き本学の職員となった場合、地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、採用の日から2年間、採用の日の前日に勤務していた地域に係る支給割合による地域手当を支給する。

3 前項の地域手当を支給されている職員の2年目の地域手当の額は、その額に100分の80を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（同表各号のいずれにも該当する職員にあっては、同表各号に定める額の合計額）とする。ただし、再任用職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情、住宅の契約関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の契約関係等に変更があった場合についても、同様とする。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通



機関等を利用せず，又は自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km未満である職員を除く。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自動車等を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当の月額，次の各号に掲げる職員の区分に応じて，当該各号に掲げる額とする。
- (1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては，その者が利用する交通機関等に応じて6ヶ月を超えない範囲内で別に定める期間（以下「特定期間」という。）について運賃等相当額（当該交通機関等が2つ以上である場合にあってはそれぞれの特定期間についての運賃等相当額とすること。）ただし，当該運賃等相当額を当該特定期間の月数で除して得た額（当該交通機関等が2つ以上である場合にあっては，それぞれの運賃相当額をそれぞれの特定期間の月数で除して得た額。以下「1ヶ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは，55,000円を1ヶ月当たりの当該通勤手当の額の限度とする。
  - (2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては，自動車等の使用距離に応じて次の表に定める額（平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回に満たない者にあっては，その額に100分の50を乗じて得た額）

自動車等の使用距離	手当額
片道5 km未満	2,000円
片道5 km以上10 km未満	4,200円
片道10 km以上15 km未満	7,100円
片道15 km以上20 km未満	10,000円
片道20 km以上25 km未満	12,900円
片道25 km以上30 km未満	15,800円
片道30 km以上35 km未満	18,700円
片道35 km以上40 km未満	21,600円
片道40 km以上45 km未満	24,400円
片道45 km以上50 km未満	26,200円
片道50 km以上55 km未満	28,000円
片道55 km以上60 km未満	29,800円
片道60 km以上である職員	31,600円

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自動車等を使用することを常例とする職員にあっては，運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（1ヶ月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは，55,000円を限度とする。）ただし，交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2 km未満のものである場合は，第1号又は第2号により算出した額のいずれか高い額
- 3 第1項の職員が，出張，研修，休暇，欠勤その他の事由により，月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは，その月の通勤手当は，支給しない。
- 4 職員は，新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合，住居，通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には，

その通勤の実情をすみやかに学長に届け出なければならない。

- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(単身赴任手当)

第30条 他の国立大学法人等からの人事交流等により勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。なお、再任用職員には支給しない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写を含む。))を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 4 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(放射線取扱手当)

第31条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給するものとする。

業務内容	手当額
診療放射線技師又は学長が特に認める職員が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合又は職員が管理区域内において放射線業務に従事した場合で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被爆し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められた場合	1月につき 7,000円

(時間外勤務手当)

第32条 所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要による所定の勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)を命じられた職員には時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定

する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時まで（以下「深夜」という。）において行われた場合は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と勤務時間等規程第13条に規定する休日（勤務時間等規程第14条の規定により振替られた休日を含む。）に業務上の必要により勤務（以下「休日勤務」という。）した時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて時間外勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）を時間外勤務手当として支給する。

3 第1項前段及び前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員の当該所定勤務時間を超えて勤務した時間とその日における所定勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあつては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125）の割合を乗じて得た額とする。

（休日給）

第33条 休日勤務を命じられた職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、休日勤務を命じられた職員が勤務時間等規程第14条の2に規定する代休日を指定した場合は、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の60）を休日給として支給する。ただし、代休日を取得しなかったときはこの限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、時間外勤務した時間と休日勤務した時間の合計が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて休日勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）を休日給として支給する。

（夜勤手当）

第34条 職員が深夜に勤務した場合は、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（第32条及び前条の規定により時間外勤務手当又は休日給が支給されることとなる場合を除く。）。

（学位論文審査手当）

第34条の2 学位論文審査手当は、筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則第4条に規定する審査委員として論文審査に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、論文1件につき次の金額を支給する。

(1) 主査 20,000円

(2) 副査 10,000円

（入試手当）

第34条の3 入試手当は、別表第9に掲げる大学入学共通テストの当日業務に従事した教育職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、別表第9に掲げる業務区分に応じて同表に掲げる手当額とする。

（期末手当）

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第36条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第36条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあつては、俸給及び俸給の調整額に算出率を乗じて得た額。以下この条及び次条におい

て同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に、同表の区分に応じ、俸給に同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、100分の127.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員俸給表	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員俸給表	5級	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級・3級	100分の10(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級(基準日現在の経験年数のうち5年(修士課程終了)以上の年数であるものに限る。)	100分の5
医療職員(一)俸給表	8級・7級・6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級・2級(2級の職員については、基準日現在の経験年数のうち15年(短大3卒)以上の年数であるものに限る。)	100分の5
医療職員(二)俸給表	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級(2級の職員については、基準日現在の経験年数のうち15年(短大3卒)以上の年数であるものに限る。)	100分の5

表(2)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職員俸給表	1種	7級以上	100分の25
	2種		100分の15
	3種		100分の10
教育職員俸給表	2種	5級	100分の15
	3種		100分の10
医療職員(二)俸給表	2種	6級・7級	100分の15

表 (3)

在職期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

- 3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。
  - (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
    - イ 無給休職者（就業規則第14条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
    - ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
    - ハ 就業規則第38条の2の規定により育児休業又は同規則第38条の3の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
  - (2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
    - イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員、就業規則第42条第3号の規定により停職とされている職員
    - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法の適用を受ける職員となった者
    - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間に国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- 4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、期末手当は支給しない。
  - (1) 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第42条第5号の規定により懲戒解雇となった職員
  - (2) 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第24条第1項第2号の規定により解雇となった職員
  - (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し、又は解雇（就業規則第24条第1項第1号の規定に該当して解雇された職員を除く。）された職員で、その退職し、又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたもの（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 5 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、次のいずれかに該当する場合には、期末手当を一時差し止めることができる。
  - (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は別に定める。  
（勤勉手当）

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6箇月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前条第3項規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員（第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

5 前4項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

## 第6章 規程の実施

（実施に関し必要な事項）

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

2 第35条第2項に規定する期末手当及び第36条第2項に規定する勤勉手当の「基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年12月1日を基準日とする場合、施行日前日までの国立大学法人筑波技術短期大学の職員として在職した期間も含めるものとする。

3 人事交流により採用された者については、他の国立大学法人及び国等の在職期間をこの

在職期間に含めるものとする。

- 平成16年4月1日の前日において人事院規則9-103（暫定筑波研究学園都市移転手当）の適用を受けていた職員の施行日以降における同手当の支給については、同規則の適用があったものとして適用される支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第35条第2項及び第36条第2項の規定の適用については、第35条第2項中「100分の140」とあるのは、「100分の125」と、「100分の120」とあるのは、「100分の110」と、第36条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の70」と、「100分の95」とあるのは、「100分の85」とする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成18年3月31日に受けていた俸給月額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第24号）の施行の日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しない職員は、その達するまでの間は、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
教育職員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から12号俸
医療職員（一）俸給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員（二）俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日以後の改正後の第24条第1項に規定する管理職手当の額は、別表第7の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる職名に応じた支給割合を俸給に乗じて得た額とする。

職 名	支給割合
副学長	100分の20

産業技術学部長	100分の12
保健科学部長	100分の12
障害者高等教育研究支援センター長	100分の12
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	100分の12
事務局長	100分の20
総務課長	100分の12
財務課長	100分の12
聴覚障害支援課長	100分の12
視覚障害支援課長	100分の12

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月25日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第36条の改正規定 平成19年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（平成17年規程第46号）第24条第1項に規定する管理職手当の月額は、別表第7に定める額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成18年3月31日に受けていた俸給月額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第24号）の施行の日において適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数



を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しない職員は、平成26年3月31日までの間、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額(国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第50号)附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
教育職員俸給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から12号俸
医療職員(一)俸給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員(二)俸給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受ける職員(以下「除外職員」という。)を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整が必要であるものとして学長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員(その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日において45歳未満の職員(その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める職員の平成26年4月1日における号

俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第36条の改正規定 平成26年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成26年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成27年3月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後の第10条第1項に規定する俸給月額については、平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員は、平成30年3月31日までの間、新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額（国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第50号）附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第36条の改正規定 平成27年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成27年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成28年3月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第36条の改正規定 平成28年12月1日
  - (2) 第25条、第27条、別表第1～第4及び第8の改正規定 平成28年4月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成28年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を平成29年1月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度から平成31年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規則」という。）第26条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

対 象 者	手 当 額		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円	6,500円	6,500円（教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「教育職員5級職員」という。）にあっては、3,500円）
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）	1人につき10,000円	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）	1人につき6,500円	1人につき6,500円（教育職員5級職員にあっては、3,500円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母			
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
第6号 重度心身障害者			

- 3 平成29年度における新規則第26条第4項の規定の適用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第36条の改正規定 平成29年12月1日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日
- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日の昇給において抑制を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第36条の改正規定 平成30年12月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日

- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第36条の改正規定 令和元年12月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第28条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、次項に規定する額。以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 新規程第28条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から新規程の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 3 前項における旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として旧規程の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた前項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合  
旧家賃月額
- (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第35条第2項の規定にかかわらず、新規程の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を乗じて得た額（特定幹部職員にあつては、107.5分の15を乗じて得た額）（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続

き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者等については、関係法令等の定めるところによる。

附 則（令和5年2月8日）

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第10条の改正規定 令和4年10月1日
  - (2) 第11条の改正規定 令和4年4月1日
  - (3) 第36条の改正規定 令和4年12月1日
- 3 第2条の規定にかかわらず、令和4年4月1日以降において、新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と改正前の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程により支給されていた給与の額の差額に相当する額を令和5年3月31日までに一時金として一括支給する。
- 4 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則（令和5年3月16日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月25日）

- 1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第11条、第25条の改正規定 令和5年4月1日
  - (2) 第35～36条の改正規定 令和5年12月1日
- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

附 則（令和6年3月13日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月30日）

- 1 この規程は、令和7年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第11条、第25条の改正規定 令和6年4月1日
  - (2) 第35～36条の改正規定 令和6年12月1日
- 3 新規程の規定は、施行日の前日までに退職した者については適用しない。ただし、引き続き国立大学法人筑波技術大学以外の国立大学法人等の職員となるため退職した者については、前項の規定による。

別表第1（第11条関係）  
一般職員俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	

36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				

74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
94		299,400	347,400							
95		299,700	347,800							
96		300,100	348,200							
97		300,300	348,400							
98		300,600	348,800							
99		301,000	349,200							
100		301,400	349,500							
101		301,600	349,800							
102		301,900	350,200							
103		302,200	350,600							
104		302,500	351,000							
105		302,700	351,500							
106		303,000	351,900							
107		303,300	352,300							
108		303,600	352,700							
109		303,800	353,200							
110		304,200	353,600							
111		304,600	353,900							



112		304,900	354,200							
113		305,100	354,700							
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
再任用 職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。

別表第2（第11条関係）  
教育職員俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	217,800	261,400	317,100	358,300	423,100
2	220,300	263,600	319,300	360,900	425,000
3	222,700	265,700	321,500	363,500	426,800
4	225,100	267,600	323,600	366,000	428,500
5	227,500	269,400	325,700	368,400	430,200
6	229,900	270,900	327,600	370,800	432,100
7	232,400	272,400	329,400	373,300	434,000
8	234,800	273,900	331,200	375,700	435,800
9	237,300	275,700	333,000	378,200	437,200
10	239,100	277,700	334,900	380,700	439,100
11	240,900	279,700	336,700	383,200	441,000
12	242,700	281,700	338,500	385,600	442,900
13	244,300	283,700	340,300	388,000	444,300
14	245,900	285,900	341,900	389,600	446,200
15	247,500	288,000	343,500	391,100	448,100
16	249,000	290,100	345,000	392,600	450,000
17	250,500	292,000	346,500	393,600	451,700
18	251,900	294,700	348,100	395,300	453,500
19	253,200	297,400	349,700	396,700	455,300
20	254,600	300,000	351,300	398,000	457,100
21	256,000	302,600	352,700	399,200	459,100
22	257,500	305,000	354,700	400,200	461,300
23	259,000	307,400	356,700	401,200	463,700
24	260,500	309,600	358,700	402,200	466,000
25	262,000	311,800	360,500	403,100	468,000
26	263,700	313,800	362,100	404,200	470,100
27	265,400	315,800	363,700	405,300	472,200
28	267,100	317,800	365,300	406,400	474,200
29	268,600	319,800	366,600	407,500	476,200
30	270,500	321,700	368,100	408,600	478,500
31	272,400	323,600	369,500	409,700	480,700
32	274,300	325,500	370,800	410,800	482,600
33	276,100	327,300	372,100	411,900	484,500
34	277,300	329,200	373,300	413,000	486,600
35	278,500	331,100	374,500	414,100	488,800

36	279,600	333,000	375,600	415,300	490,800
37	280,600	334,700	376,700	416,300	492,900
38	281,600	335,900	378,100	417,400	494,900
39	282,700	337,000	379,400	418,500	496,800
40	283,800	338,100	380,700	419,700	498,700
41	284,600	338,700	382,000	420,600	500,700
42	285,700	339,100	383,300	421,700	502,600
43	286,800	339,500	384,600	422,800	504,300
44	287,700	339,900	385,900	423,800	506,200
45	288,300	340,500	387,200	424,800	508,100
46	289,300	341,000	388,400	425,900	509,900
47	290,200	341,500	389,600	427,000	511,700
48	291,100	341,900	390,700	428,100	513,500
49	292,100	342,300	391,800	429,100	515,200
50	292,600	342,700	393,000	430,300	516,900
51	293,100	343,100	394,100	431,500	518,700
52	293,700	343,500	395,200	432,700	520,500
53	294,200	343,900	396,300	433,400	522,000
54	294,700	344,300	397,500	434,300	523,600
55	295,000	344,700	398,700	435,200	525,300
56	295,400	345,100	399,800	436,000	526,900
57	295,800	345,500	400,800	436,800	528,500
58	296,300	345,900	401,800	437,700	529,800
59	296,800	346,300	402,800	438,600	531,100
60	297,200	346,700	403,700	439,400	532,300
61	297,600	347,100	404,900	440,100	533,500
62	298,000	347,500	406,300	441,000	534,500
63	298,400	347,900	407,700	442,000	535,500
64	298,800	348,300	409,100	442,900	536,500
65	299,200	348,700	409,900	443,800	537,100
66	299,600	349,100	410,900	444,700	538,000
67	300,000	349,500	411,900	445,700	538,900
68	300,400	349,900	413,000	446,600	539,800
69	300,800	350,300	413,900	447,600	540,700
70	301,200	350,800	414,700	448,600	541,500
71	301,600	351,200	415,500	449,500	542,200
72	302,000	351,600	416,200	450,500	542,700
73	302,400	351,900	416,900	451,400	543,400

74	302,800	352,400	417,800	452,300	543,900
75	303,200	352,800	418,600	453,200	544,700
76	303,600	353,200	419,200	454,200	545,300
77	304,000	353,600	419,800	455,000	545,800
78	304,400	354,100	420,300	455,400	546,400
79	304,800	354,600	420,700	456,000	547,000
80	305,200	355,100	421,100	456,600	547,600
81	305,500	355,600	421,400	457,300	548,200
82	305,900	356,300	421,800	458,000	
83	306,300	357,000	422,100	458,300	
84	306,600	357,700	422,500	458,900	
85	306,900	358,300	422,800	459,300	
86	307,300	358,900	423,200	459,700	
87	307,700	359,500	423,600	460,100	
88	308,100	360,100	424,000	460,400	
89	308,600	360,600	424,300	460,700	
90	309,000	361,000	424,600	461,000	
91	309,400	361,400	425,000	461,500	
92	309,800	361,800	425,300	461,800	
93	310,200	362,200	425,600	462,100	
94	310,700	362,600	426,000	462,400	
95	311,200	363,100	426,300	462,700	
96	311,600	363,500	426,600	463,000	
97	311,800	364,100	426,900	463,300	
98	312,200	364,600	427,200	463,800	
99	312,600	365,000	427,500	464,100	
100	313,000	365,500	427,800	464,400	
101	313,200	365,900	428,100	464,700	
102	313,600	366,400	428,400		
103	313,900	366,700	428,700		
104	314,400	367,100	429,000		
105	314,800	367,600	429,300		
106	315,100	368,000	429,600		
107	315,400	368,500	429,900		
108	315,700	369,000	430,200		
109	315,900	369,400	430,500		
110	316,200	369,900	430,800		
111	316,600	370,300	431,100		

112	317,000	370,700	431,400		
113	317,300	371,100	431,700		
114	317,700	371,500	432,000		
115	318,000	371,900	432,300		
116	318,300	372,300	432,600		
117	318,600	372,700	432,800		
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,200	374,600			
123	320,400	375,100			
124	320,700	375,400			
125	321,000	375,800			
126	321,200	376,300			
127	321,500	376,800			
128	321,800	377,200			
129	322,100	377,600			
130	322,400	378,100			
131	322,800	378,600			
132	323,000	379,100			
133	323,200	379,600			
134	323,500	380,100			
135	323,800	380,600			
136	324,000	381,100			
137	324,300	381,600			
138	324,500	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,400	383,600			
142	325,800				
143	326,200				
144	326,600				
145	326,800				
146	327,200				
147	327,500				
148	327,900				
149	328,100				

150	328,500				
151	328,800				
152	329,200				
153	329,400				
154	329,800				
155	330,200				
156	330,600				
157	330,800				
再任用職員	240,100	288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、教育職員に適用する。

別表第3（第11条関係）  
医療職員（一）俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300

36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500	
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900	
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200	
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500	
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800	
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600		
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900		
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200		
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400		
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700		
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000		
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300		
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500		
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800		
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100		
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400		
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600		
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200			
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800			
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400			
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800			
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300			
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800			
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300			
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900			



74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
86		294,100	330,400	351,200				
87		294,300	330,600	351,500				
88		294,500	330,900	351,800				
89		294,900	331,300	352,200				
90		295,100	331,700	352,500				
91		295,300	332,000	352,800				
92		295,500	332,300	353,100				
93		295,900	332,600	353,500				
94		296,100	332,800	353,800				
95		296,300	333,200	354,100				
96		296,600	333,500	354,400				
97		296,900	333,700	354,700				
98		297,100	334,000	355,100				
99		297,300	334,300	355,500				
100		297,600	334,600	355,900				
101		297,900	334,800	356,400				
102		298,100	335,100	356,800				
103		298,300	335,400	357,200				
104		298,600	335,600	357,600				
105		298,900	335,800	358,100				
106			336,000					
107			336,400					
108			336,600					
109			336,800					
110			337,200					
111			337,600					

112			338,000					
113			338,200					
再任用職員	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 この表は、保健科学部附属東西医学統合医療センターの診療放射線技師，臨床検査技師及び薬剤師に適用する。

別表第4（第11条関係）

医療職員(二)俸給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300

34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	

70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500			
95	290,800	321,100	354,100	371,900			
96	291,400	321,700	354,700	372,200			
97	292,000	322,200	355,100	372,800			
98	292,500	322,500	355,500	373,300			
99	293,000	323,100	356,000	373,800			
100	293,500	323,700	356,400	374,300			
101	294,000	324,100	356,900	374,900			
102	294,500	324,700	357,300	375,400			
103	295,000	325,300	357,800	375,900			
104	295,400	325,800	358,200	376,300			
105	295,800	326,200	358,500	376,900			

106	296,300	326,700	359,000	377,400			
107	296,800	327,200	359,400	377,900			
108	297,100	327,700	359,700	378,400			
109	297,300	328,100	360,100	379,000			
110	297,600	328,500	360,600	379,400			
111	297,800	328,800	361,100	379,900			
112	298,100	329,100	361,600	380,400			
113	298,400	329,400	362,100	381,000			
114	298,600	329,800	362,600				
115	298,900	330,100	363,100				
116	299,100	330,400	363,500				
117	299,400	330,600	363,900				
118	299,700	330,900	364,300				
119	300,000	331,200	364,800				
120	300,300	331,400	365,300				
121	300,600	331,600	365,700				
122	301,000	331,900	366,200				
123	301,300	332,200	366,700				
124	301,600	332,500	367,200				
125	301,800	332,700	367,500				
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					

142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
再任用職員	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターの看護師に適用する。

別表第5（第23条第2項（俸給の調整額）関係）

区 分		職 員	調整数
学部		学部の授業に直接従事している教授，准教授，講師，助教及び助手	1
大学院	研究指導	大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教で研究指導を担当することができる者のうち，研究指導に従事している者	0.8
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教で研究指導を担当することができる者のうち，副指導に従事している者	0.2
	講義等	大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち，年度を通じて6単位以上の講義等を担当する者	0.7
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち，年度を通じて4単位以上6単位未満の講義等を担当する者	0.5
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち，年度を通じて2単位以上4単位未満の講義等を担当する者	0.3
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち，年度を通じて0.6単位以上2単位未満の講義等を担当する者	0.2
		大学院の担当を命じられた教授，准教授，講師又は助教のうち，年度を通じて0.6単位未満の講義等を担当する者	0.1

備考 大学院における長期履修者に係る研究指導の調整数は定められた調整数の6.7/10，留年者に係る研究指導の調整数は定められた調整数の5/10とする。

別表第6（第23条第3項関係）

職務の級	調整基本額
1級	9,000
2級	10,500
3級	11,900
4級	12,700
5級	15,000



別表第7（第24条（管理職手当）関係）

職名	手当額
副学長	93,500円
学部長	80,200円
障害者高等教育研究支援センター長	80,200円
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	62,300円
事務局長	94,000円
事務局の課長	72,700円
	62,300円

備考 事務局の課長の手当額欄の「72,700円」については、学長が指名する者に限る。

別表第8（第25条第3項（初任給調整手当）関係）

期間の区分	額(円)
1年未満	51,600
1年以上2年未満	51,600
2年以上3年未満	51,600
3年以上4年未満	51,600
4年以上5年未満	51,600
5年以上6年未満	51,600
6年以上7年未満	49,800
7年以上8年未満	48,000
8年以上9年未満	46,200
9年以上10年未満	44,400
10年以上11年未満	42,600
11年以上12年未満	40,800
12年以上13年未満	39,000
13年以上14年未満	37,200
14年以上15年未満	35,800
15年以上16年未満	34,400
16年以上17年未満	33,000
17年以上18年未満	31,600
18年以上19年未満	30,200
19年以上20年未満	28,800
20年以上21年未満	27,400
21年以上22年未満	26,800
22年以上23年未満	26,200
23年以上24年未満	25,200
24年以上25年未満	24,600
25年以上26年未満	24,000

26年以上27年未満	23,400
27年以上28年未満	22,800
28年以上29年未満	22,000
29年以上30年未満	21,700
30年以上31年未満	21,300
31年以上32年未満	20,700
32年以上33年未満	19,800
33年以上34年未満	18,900
34年以上35年未満	18,200
(備考) この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第9 (第34条の3 (入試手当) 関係)

業務区分	手当額	備考
試験場責任者・入試実施委員 監督者 (予備監督者を含む) 監督補助者	1日当たり 10,000円	1日の業務従事時間が、4時間未満のとき の手当額は1/2とする。
試験監督補助者 (リスニングのみ)	1日当たり 3,000円	
救護室員	1日当たり 10,000円	